

# 花菖蒲ノ會会報

去る二十二日、東京地裁は、芦原高穂理事が統理様の指名により総長の地位にあることの確認を請求して提訴してゐた案件につき、この請求を棄却するとの判決を下した。当花菖蒲ノ會としては、全く承服できぬ判決であり、この判決を覆すべく、さらなる活動の強化を推進しなくてはならない。

この裁判は、ただ単に総長の地位にあるのが誰かといふ問題以上に、神社本庁といふ組織機構において、統理と総長とがどのやうな関係にあり、その役割や意義は那辺にあるかを問ふもので、神社神道そのものの根幹に關はる認識を根底に置かねばならぬものであるが、判決はこのことへの無理解・曲解を背景にするものとなった。神社と神道の正しい姿を守るために、時代の変化は大きな局面を迎へてゐると言へやう。

東京地裁での裁判は、去る九月二十九日に結審し、一二月二二日に判決とのことであったが、追加の準備書面があり、当日は午後一時三〇分に口頭弁論として開廷し、提出書類の確認があつた後、午後二時

## 統理様のもとで

## 神社界の真姿を顕現しよう

に判決言ひ渡しとなった。

判決は、原告の請求を棄却するといふ全く承服できぬものであつた。

当花菖蒲ノ會は、判決後の説明会を、東京大神宮松屋サロンにて開催。マスコミ関係



令和4年  
12月25日  
第7号

者や、今回の訴訟の支援をいただいてゐる方々に参集いただいた。

### 判決後説明会開催

説明会は午後四時三〇分に開始され、当会呼びかけ人の松山東京大神宮宮司が挨拶ののち、同佐野瀬戸神社宮司が、判決に対する評価と当会の今後の対応、及び基本姿勢を説明。

次いで芦原高穂理事も「私自身が裁判では当事者ではあるが、問題は私個人のことよりも神社本庁または神社神道の根本に係はる問題であり、支援者の皆様に感謝するとともに、今後のことについてもご意見を伺はなくてはならないが、私は堅い決意をもつて主張すべきことを訴へてゆく覚悟である」との決意を述べられた。

また代理人野田弁護士からも判決の不見識な点についての説明がされ、会場からの質疑応答もあつておよそ二時間程度で閉会となった。

説明会で示された当会の見

解は以下の通り。

### 今後の対処方針

- ① 裁判所が当方の主張を理解できなかったことは遺憾の上ない。不当と考へる。判決理由を精査せねばならぬが、控訴の必要があらう。
- ② 争点である統理の総長に対する優位性の問題は、神社本庁の体制の根幹に關はる重大な争点であり、明確に決着をつけねばならない。本案訴訟によることはもちろん、神社本庁評議員会その他の場において、一層の議論喚起と、明確な意思決定を目指す活動を展開したい。
- ③ 暫定的に在任する総長のもつとで、不透明にして、恣意的かつ独断的な運営が進んでゐる。これを解消すべく、神社界の自浄作用が起動するための行動を当会としても継続せねばならない。

### 本会の基本姿勢

- ① 神社本庁の自浄正常化と、それによる神社神道の信頼性の回復・確保が当方の主眼とする目標である。(単に裁判の勝訴ではない。)
- ② 本庁の現執行部の行動には、透明性に欠け、恣意的独断が多分にみられるので、この状況の早期改善を目指す。

③ 統理による総長の指名は、社会的信頼性のある人材であることを確保するために担保された制度であり、単なる多数派による専断を否定するうへで不可欠なものである。

④ 神社本庁草創期よりの慣例であり、「神社本庁憲章」制定に際しても確保されたこの方針は、今後厳守されるべきである。

⑤ 総長ならびに理事会の決定を、統理の権限に優越させようとする姿勢は、神社本庁の存在の意義を根底から覆すものであって全く容認できるものではない。かやうな理念を払拭し、本来の神社の姿と道統を護持し、また新たな時代にむけて再構成すべき活動の展開を期する。

⑥ 統理の地位は、神社本庁憲章と神社本庁規程とが、上位及び下位規範の体系構造にあることにより、単なる象徴的な地位でなく、神社本庁を総理し、代表する権限を有するものである。

⑦ 「総長は役員会の議を経て、理事の中から統理が指名する（庁規第12条2項）は、統理が自らの補佐役に相応しい理事を総長に指名する

ことができる」と解するのが自然である。

相手方の主張のやうに「統理の総長指名権も総長の補佐を得て行はれるものとし、その責任は役員会が負ふことから、役員会の決議に拘束される」となること、宗団法人法第18条2項の「別段の定め」として庁規第12条2項の定めをしたことの意味が無くなる。

従って、庁規第12条2項の統理の総長指名権は、庁規第40条5項の「統理のすべての行為」の中には含まれない。

相手方の主張は、この統理の総長に対する優越的地位を否定し、総長が統理より優位的地位にあることを主張するもので、到底承認できるものではない。

⑧ 庁規第40条5項は、神社本庁が行ふ世俗的事項につき統理の無答責を明記したもので、統理の総長指名権は、この世俗的事項ではなく、統理が神社本庁を総理し代表する権限に基づくものであって、統理の補佐に相応しい理事を総長に指名できるものである。この理を法廷のみならず、社会的にも明示できるやう、神社

界内部にも周知してゆきたい。

### 野田弁護士の説明(略)

判決は「議を経て」とは決議に基づき」の意味であると見て、役員会の議決に従って統理が指名を行ふことが必要との判断を示した。

一方で、本判決の特徴は、「神社本庁憲章」に全く触れてゐない点である。

宗団法人法第18条2項の「互選による」を排除して、庁規が「統理が指名する」と規定した趣旨を没却し、統理が宗教団体としての神社本庁の代表であること（神社本庁憲章）と整合しない誤った判決と云はざるを得ない。

形式的な理由がいくつも述べられるが、結論ありきで後付けの理由として記載されたとみることができる。

庁規40条5項について「宗教法人としての事務の遂行及びそのための機関の選任等に関する統理の行為については、役員会ないしその一員である総長の判断に基づくことを前提としている」と解することが合理的。「統理の『指名』という行為についても、役員会が責任を負うことになる以上、その前提として、当該行為が実質的には役員会の判断で行

われらことを予定している」との判示は、宗教団体としての神社本庁の基本的規範を正解としない極端な考へ方。

本判決は、統理の地位を實質的に総長の下に置くもので、神社本庁憲章を無視してゐる。宗教団体としての神社本庁のあり方を全く理解しないもので上級審の判断を求めるときと考へる。

その際には、神社本庁の歴史と、その存在理由から、神社本庁のあり方、統理・総長の関係等について、本格的論証が必要となる。

\*\*\*\*\*  
以上、とりあへずの裁判結果報告として、詳細は次号に掲載させていただきますこととする。

ご意見と入会希望者は以下のアドレスにメールで願ひします。

(会報はメール優先します)

[hanashobu2605@gmail.com](mailto:hanashobu2605@gmail.com)

入会申込必要事項:

- ①花菖蒲ノ會趣旨に賛同します
- ②氏名 ③神社/役職
- ④郵便番号 住所
- ⑤電話番号 ⑥メールアドレス

(メール発信不都合は下記にファクス可)

FAX: 03-3668-4097